

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法			法令番号	昭和23年法律第205号				
手続名	医療法人の理事数の例外の認可			根拠条項	第46条の5第1項ただし書き				
審査基準	<p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について （昭和61年6月26日 健政発第410号 各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）</p> <p>記</p> <p>第1 医療法人制度に関する事項</p> <p>4 医療法人の理事数</p> <p>法第46条の5第1項ただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間 標準経由期間	25日 11日	目次